安　全　報　告　書

（２０２４年度）

有限会社アドバンスドエアー

（本安全報告書は、航空法第１１１条の６の規定に基づき作成したものです）

（１）輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

企業理念・安全方針

「安全は最優先事項である」

安全を第一とする安心運航を追求していきます。安全を信頼として社会に貢献する。

従業員一人一人が安全に関する意識を持ち法令を遵守し安全運航を行う。

（２）輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ）全体及び安全確保に関する組織の組織図

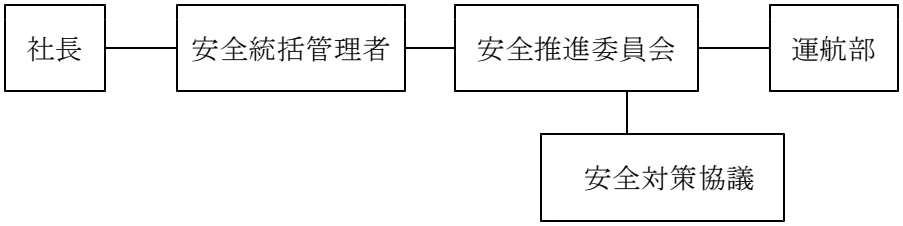

ロ）各組織の機能・役割の概要

・安全統括管理者－安全管理の取組を統括的に管理する。

・安全推進委員会－航空安全全般に関する活動を行う。

・運　　航　　部－運航課と整備課で運航、整備を行い直接安全の担当を行う。

ハ）各組織における人員数

安全推進委員会　４名

運航部　　９名

ニ）航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員　２名

整備従事者　　４名

ホ）運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理者　　３名

整備従事者　　４名

②日常運航の支援体制

イ）航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（空航第５８号）」、整備規程審査要領（空機第７３号）」及び「航空運

送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可申請要領（空機６８、６９号）」により定められており、弊社では操縦士は年に１回操縦及び学科について訓練及び審査、運航管理者については年に１回学科審査、整備従事者は年に１回整備技能維持訓練を行っております。

ロ）日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

機長及び確認整備士は飛行及び整備に関し問題点があった場合は、報告書を作成し必要な措置を行います。必要に応じ会議体で分析、措置を討議し情報を共有します。

社内で「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、安全の状況の把握に努め、これを会議体において分析し関係者に周知します。

ハ）安全に関する社内啓発活動等の取組み

定期的に安全対策協議を実施し社員全員に安全に対する意識の向上を図る。

毎日のミーティングにおいて標語を掲げ唱和し安全の意識を保つ。

安全教育を実施する。

③使用している航空機に関する情報

機　種	機　数	座席数	平均年間飛行時間・飛行回数	導入時期	平均機齢
ロビンソン式 Ｒ４４型	２機	座席数４	231：23　・　967	2019 年 2023 年	25 年 27 年

（３）法第１１１条の４の規定に基づく報告に関する事項（規則２２１条の６第３号）

イ）総件数

０

ロ）主要な事態

なし

ハ）トラブルの種類別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

・航空事故　　０件
・重大インシデント　　０件
・その他安全上のトラブル　　０件

概要：－

処置：－

（４）輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項（規則第２２１条の６第４号）

①（３）の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

なし

②国から受けた事業改善命令､厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

なし

③①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

なし

④輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

２０２４年度取組目標「安全上の支障を及ぼす事態の発生を０回以内とする」及び「安全対策協議の開催数を６回以上とする」を掲げ、目標を達成しました。

これらの取組を達成した上、事故、トラブル等がありませんでした。

この数年同目標を掲げており、中でも安全対策協議については現場に近い議題を取り上げ参加者には安全意識を保持するには良い会議体であると評価しています。安全意識は年々醸成されており安全運航に寄与しています。

⑤安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

会社の安全方針として「安全は最優先事項である」を掲げています。

年度毎に策定する目標として以下のものを設定します。

２０２５年度の安全指標

①遅行指標　　安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に０回以内とする。

②先行指標　　安全対策協議の開催数を年に５回以上とする